

2 税務事務

(1) 法人二税に係る国税データとの不一致への未対応

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
中央府税事務所	<p>法人府民税及び法人事業税の申告データについては、その正確性を確認するため、国税の申告データとの照合を行っており、両申告データが一致しない場合には、不一致の理由を調査し必要な対応を講じることとされている。</p> <p>調査の結果、両データが一致しないことに正当な理由があると認めたにもかかわらず、不一致の理由の確認が完了した際に行う電算処理を行っていないものが19法人、33件あった。</p> <p>その理由は、府税事務所の統合に関する事務処理を優先して行っていた結果、電算処理によるデータ削除を失念していたことによるものであった。</p> <p>なお、平成25年11月6日現在、中央府税事務所における不一致データ数は合計115件であり、上記以外の不一致については、法人の实地調査等を継続して実施している。</p>	<p>申告データの不一致に正当な理由があることが判明しているにもかかわらず、その電算処理によるデータ削除を行わない状態を放置していることは、調査が求められる重要な不一致と混在し、適正な税額への更正、徴収が遅延するおそれがあることから、速やかに電算処理によるデータ削除を実施されたい。</p> <p>【法人府民税及び法人事業税に係る事務処理要領について】</p> <p>第6 決議</p> <p>4 更正又は決定の決議等</p> <p>(2) 決議内訳書等の照合等</p> <p>ア 照合</p> <p>電算処理により作成した決議分チェックリストについては、国税資料、支店法人に係る課税標準額等の通知書その他の関係書類と照合すること。この場合において、誤りを発見した場合は、訂正すべき項目について電算入力を行い、電算処理により決議分チェックリスト及び決議内訳書を作成すること。</p>	<p>指摘のあった申告データの不一致分19法人、33件分については、改めて全件の内容を見直し、更正・決定又は是認等の決議に必要な内容ではないことを確認し、その結果をもとに電算処理を実施して、全てのデータの削除を完了させた（税額への影響はなし）。</p> <p>なお、平成25年11月6日現在における不一致データ115件の内、上記以外の82件についても継続的に調査を実施した結果、その原因を解明し、すべて処理を完了させた。</p>